

令和3年度

周南市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

周南市監査委員



周監査第114号

令和4年9月9日

周南市長 藤井律子様

周南市監査委員 久行竜二

周南市監査委員 井本義朗

令和3年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。



## 令和3年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 1 審査の対象

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和4年8月12日から令和4年8月29日まで

### 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

### 5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりで、各比率は早期健全化基準を下回っていた。

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	—	—	8.6	91.0
令和2年度	—	—	8.9	87.9
令和3年度	—	—	9.0	66.0
早期健全化基準	11.51	16.51	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注)・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない場合は「—」で表示している。

・早期健全化基準は、周南市に適用された令和3年度の数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の一般会計等の実質収支は3,925,470千円の黒字となっており、実質赤字額はなかった。

実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名		令和3年度 実質収支額	令和2年度 実質収支額	対前年度	
				増減額	増減率
一般会計等	一般会計	3,925,470	1,796,697	2,128,773	118.5
	一般会計等に属する特別会計	—	—	—	—
	合計（一般会計等の実質収支額）	3,925,470	1,796,697	2,128,773	118.5
標準財政規模		38,096,116	36,938,822	1,157,294	3.1

(注)・該当数値がない場合は「—」で表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質収支は32,034,567千円の黒字となっており、連結実質赤字額はなかった。

連結実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位 千円・%)

会 計 名		令和3年度 実質収支額	令和2年度 実質収支額	対前年度			
				増減額	増減率		
一般会計等		3,925,470	1,796,697	2,128,773	118.5		
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業会計 に係る特別会計 以外の特別会計	国民健康保険特別会計	261,351	266,339	△4,988	△1.9	
		国民健康保険鹿野診療所特別会計	0	0	0	—	
		後期高齢者医療特別会計	66,778	66,150	628	0.9	
		介護保険特別会計	326,503	227,560	98,943	43.5	
		駐車場事業特別会計	66,359	59,207	7,152	12.1	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	3,480,067	3,177,815	302,252	9.5
			下水道事業会計	2,000,957	2,018,881	△17,924	△0.9
			病院事業会計	1,702,850	1,286,400	416,450	32.4
			介護老人保健施設事業会計	59,204	24,602	34,602	140.6
			モーターボート競走事業会計	20,145,028	16,932,527	3,212,501	19.0
			法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	0	8,303	△8,303
国民宿舎特別会計	0	△24,689		24,689	—		
合計（連結実質収支額）		32,034,567	25,839,792	6,194,775	24.0		
標準財政規模		38,096,116	36,938,822	1,157,294	3.1		

(注)・公営企業会計の実質収支額の欄は、剰余額又は資金不足額(△)を計上している。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率の過去3か年の平均値である。

実質公債費比率は9.0%で、前年度に比べ0.1ポイント高くなっている。

(単位 %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
令和元年度	9.24302	8.6
令和2年度	9.09913	8.9
令和3年度	8.76501	9.0

実質公債費比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + A)}{\text{標準財政規模} - A} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(単位 千円・%)

区 分		令和3年度	令和2年度	対前年度	
				増減額	増減率
元利償還金の 地方債の	①公債費（一般会計等に係るものに限る。）	8,297,017	8,272,553	24,464	0.3
	②繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	0	8,045	△8,045	皆減
	計（①－②）	8,297,017	8,264,508	32,509	0.4
準元利償還金の	公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	1,834,364	1,938,471	△104,107	△ 5.4
	一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	223,953	223,419	534	0.2
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	37,996	75,413	△37,417	△ 49.6
	一時借入金の利子	0	0	0	—
	計	2,096,313	2,237,303	△140,990	△ 6.3
特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	91,426	91,426	0	0.0
	公営住宅使用料	188,763	214,680	△25,917	△ 12.1
	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	870,646	853,817	16,829	2.0
	その他	455	488	△33	△ 6.8
	計	1,151,290	1,160,411	△9,121	△ 0.8
標準財政規模		38,096,116	36,938,822	1,157,294	3.1
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,470,008	6,578,913	△108,905	△ 1.7

## (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政が圧迫される可能性の度合いを示すもので、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率である。

将来負担比率は66.0%で、前年度より21.9ポイント低くなっている。

(単位 %・ポイント)

区 分	将来負担比率	前年度増減
令和元年度	91.0	0.7
令和2年度	87.9	△ 3.1
令和3年度	66.0	△ 21.9

将来負担比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}} \times 100$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B = 地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

(単位 千円・%)

区 分		令和3年度	令和2年度	対前年度		
				増減額	増減率	
将来負担額	一般会計等の地方債現在高	82,787,658	86,255,747	△3,468,089	△4.0	
	債務負担行為に基づく支出予定額	2,782,392	2,899,847	△117,455	△4.1	
	公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額	15,979,548	16,720,789	△741,241	△4.4	
	一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額	2,704,703	2,926,459	△221,756	△7.6	
	退職手当支給予定額	9,664,955	9,536,097	128,858	1.4	
	公社の負債及び第3セクターの損失補償債務に係る負担見込額	135,000	126,000	9,000	7.1	
	合 計	114,054,256	118,464,939	△4,410,683	△3.7	
充当可能財源等	充当可能財源 特定財源見込額	充当可能基金	12,820,929	8,626,436	4,194,493	48.6
		国庫支出金等	0	0	0	—
		地方債を財源とする貸付金の償還金	563,400	654,826	△91,426	△14.0
		公営住宅の賃貸料等	1,476,744	1,542,817	△66,073	△4.3
		都市計画税	8,197,214	8,340,486	△143,272	△1.7
		その他特定の収入	2,479,950	2,554,474	△74,524	△2.9
		小 計	12,717,308	13,092,603	△375,295	△2.9
	計	25,538,237	21,719,039	3,819,198	17.6	
	地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額	67,636,701	70,047,718	△2,411,017	△3.4	
合 計	93,174,938	91,766,757	1,408,181	1.5		
標準財政規模		38,096,116	36,938,822	1,157,294	3.1	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,470,008	6,578,913	△108,905	△1.7	

## 6 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率である。

当年度は、各会計とも資金不足は生じていない。

なお、令和2年度に資金不足が生じた国民宿舎特別会計については、当会計を廃止することから「経営健全化計画」を策定しないことと決定され、当年度、資金不足額を一般会計から繰り入れることにより、当該資金不足の状態を解消している。

(単位 %)

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用 企業	水道事業会計	—	—	—
	下水道事業会計	—	—	—
	病院事業会計	—	—	—
	介護老人保健施設事業会計	—	—	—
	モーターボート競走事業会計	—	—	—
法非適用 企業	地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
	国民宿舎特別会計	—	78.9	—

(注)・資金不足額がない場合は「—」で表示している。

・経営健全化基準は20.0% (モーターボート競走事業会計は0.0%) である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

(注)・法適用企業

資金不足額 = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産 - 解消可能資金不足額

※流動負債について、翌年度償還の企業債及び他会計からの借入金は算入対象から除外される。

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

・法非適用企業

資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

会計別の資金不足額（又は剰余額）及び事業の規模の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

公営企業会計名		令和3年度		令和2年度		対前年度			
		資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額 又は剰余額	事業の規模	資金不足額又は剰余額		事業の規模	
						増減額	増減率	増減額	増減率
法 適 用 企 業	水道事業会計	3,480,067	2,747,399	3,177,815	2,780,226	302,252	9.5	△32,827	△1.2
	下水道事業会計	2,000,957	2,933,999	2,018,881	2,972,719	△17,924	△0.9	△38,720	△1.3
	病院事業会計	1,702,850	2,422,757	1,286,400	2,392,473	416,450	32.4	30,284	1.3
	介護老人保健 施設事業会計	59,204	321,640	24,602	313,051	34,602	140.6	8,589	2.7
	モーターボート 競走事業会計	20,145,028	85,201,356	16,932,527	85,806,273	3,212,501	19.0	△604,917	△0.7
法 非 適 用 企 業	地方卸売市場 事業特別会計	0	81,324	8,303	78,341	△8,303	皆減	2,983	3.8
	国民宿舎 特別会計	0	27,458	△24,689	31,288	24,689	—	△3,830	△12.2

(注)・資金不足額又は剰余額欄は、資金不足額(△)又は剰余額を計上している。

## 7 むすび

令和3年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて健全な範囲で推移している。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計等の実質収支及び全ての会計を合算した連結実質収支が黒字であったことから該当指標はない。

実質公債費比率は、令和3年度の単年度では、前年度に比べ地方債元利償還金が増となったものの、標準財政規模が地方債元利償還金の増加率を上回って増となったことから降下したが、3か年平均では若干上昇している。

将来負担比率は、地方債現在高の減少による将来負担額の減と標準財政規模の増により降下しており、いずれの指標も早期健全化基準を下回る適切な水準で推移している。

資金不足比率は、各会計ともに生じていない。

新型コロナウイルス感染症の影響や山積する行政課題へ適宜・適切に対応しつつも、「第4次周南市行財政改革大綱」で掲げる市債の借入限度額の遵守や財政調整基金残高の確保などの取組を着実に進められており、その成果は健全化判断比率等の財政指標に表れている。引き続き、「自治体経営の視点に立った持続可能な『自立したまちづくり』の確立」に向けた財政運営に努められるよう望むものである。